

## ○ 教職員の服務規律の徹底について（通知）

（24高小中第1421号：平成24年12月7日 小中学校課長通知）

ここ数年の間に度重なる飲酒運転にかかる不祥事が続発する中であって、県教育委員会としては、飲酒運転をはじめとするスピード違反など交通三悪と呼ばれる道路交通法違反につきましては、自らのみならず他者の身体生命に重大な危険を及ぼしかねない、許されない行為であり、各市町村教育委員会と連携を図り、その根絶に向け、各職場での指導の強化をお願いして参りました。

このような折り、またしても、公立小学校の教員（以下同教諭）が自損事故を起こし、酒気帯び運転の道路交通法違反で検挙されるという事案が発生し、同教諭に対して、平成24年12月7日付けで懲戒免職処分を行いました。

今回の事案は、新聞等で報道されていますが、同教諭は、午後7時ごろから他の教員とともに学校の近くの飲食店で、保護者との懇親会に出席し、ビールをジョッキやコップで数杯飲み、翌午後1時を過ぎてから代行運転を呼ぼうとしましたが、混んでいたために自ら自家用車を運転して、途中で自損事故を起こしました。事故を知り駆け付けた警察署員から飲酒検知を受け、呼気1リットル中0.15ミリグラム以上のアルコール分が検出されたことで、同教諭は、酒気帯び運転の道路交通法違反の現行犯で検挙されました。

県教育委員会としましては、本年5月31日付けで、飲酒した直後に運転して物損事故を起こした小学校教頭に対して懲戒免職処分を行い、さらには、8月31日付けで、飲酒後に数時間就寝した後に、車を運転して酒気帯び運転で検挙された県立高等学校教諭に対して、停職1年の懲戒処分を行ったばかりです。

また、このように飲酒運転にかかる不祥事が続発する中であって、市町村教育委員会や校長会等との連携を図り、不祥事の防止、特に飲酒運転の根絶に向けて指導の徹底をお願いして、各職場の取組の強化を進めてきたばかりの事案であり、誠に残念でなりません。

このような不祥事を起こさないためには、何よりも教職員一人一人が教育公務員として自覚を高めるための自己研鑽に励むことと、職場全体で高い倫理観の確立と法令遵守の精神の高揚に努める取組が必要です。学校責任者である管理職には、教職員の授業力や児童生徒理解力などの指導力を高めるための取組とともに、適切な判断力や法令に従って自己を律することができる自律心を高めるなど、教育公務員としての資質を磨く取組を職場のOJTの中にしっかりと位置付け、実践していくことが不祥事の防止の取組として求められます。

併せて、平成24年6月1日付けで、高知県教育長からすべての教職員の皆さんにむけて不祥事の根絶にむけてのメッセージを届けさせていただきましたが、今一度、このメッセージの内容を管下の小中学校で再度ご確認をいただき、服務規律の確保や交通規則の遵守を徹底し、不祥事の根絶に向けた指導をお願いします。